

違反広告物除却協力員の手引き

私たちのまちを
違反広告物で汚さないで！



令和6年4月

目黒区

事故やトラブル等が発生した場合の連絡先

目黒区 都市整備部 土木管理課 土木監察係

電話 03-5722-9426 (直通)

FAX 03-5722-9636

緊急連絡先 警視庁 局番なし110番へ

1 違反広告物除却協力員制度について

(1) 目的

道路上に氾濫する違反広告物の除却活動に区民と行政が連携して取り組み、まちの安全な歩行空間の確保、良好な景観の形成及び風致の維持を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とします。

(2) 定義

ア 違反広告物とは

屋外広告物法(以下「法」という。)及び東京都屋外広告物条例(以下「都条例」という。)に違反し、区内の路上等に表示し、又は掲出されたはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を「違反広告物」といいます。

イ 路上等とは

区内における区道(区有通路等の目黒区が管理する道路を含む。)、都道、国道及び河川管理用通路を「路上等」といいます。

ウ 協力員とは

違反広告物の除却について、目黒区長(以下「区長」という。)から違反広告物除却協力員(以下「協力員」という。)の委嘱を受けた方を「協力員」といいます。

(3) 協力員の資格要件

協力員は次に掲げる要件を有している者としてします。

- ア 本制度の趣旨を理解し、継続的かつ積極的に違反広告物除却活動(以下「除却活動」という。)をすることができること。
- イ 除却活動に熱意を持ち、ボランティア活動であることを理解していること。
- ウ 20歳以上であること。
- エ 区内に住所を有し、又は在勤・在学していること。

(4) 協力員の募集

ア 新規にグループを結成し協力員へ応募する時

協力員の公募の単位は、「1(3)協力員の資格要件」に該当する5人以上の者をもって構成するグループを単位とします。

新しくグループを結成して協力員へ応募する方は、違反広告物除却協力員登録申請書(別記第1号様式)の申し込み欄にグループ全員の住所、氏名、電話番号等を記入するとともに、グループ名、代表者氏名等を記入した上で土木管理課土木監察係(以下「土木監察係」という。)へ提出してください。

イ 既存のグループで協力員へ追加応募する時

既存のグループで協力員へ追加応募する方は、違反広告物除却協力員登録申請書の申し込み欄に住所、氏名、電話番号等を記入して土木監察係へ提出してください。

(5) 協力員の任期

協力員の任期は、委嘱の日から「1(6)協力員の解任」の日までとします。

(6) 協力員の解任

区長は、協力員が次のいずれかに該当するときは、協力員を解任することができます。

- ア 協力員から違反広告物除却協力員辞任届(別記第6号様式)の提出があったと

き。

イ 協力員として「1（3）協力員の資格要件」に該当しなくなったとき。

ウ グループを構成できなくなったとき。

(7) 協力員の除却活動地区

協力員の除却活動地区は、区長が指定した区域とします。

(8) 協力員の除却対象物等

違反広告物法又は都条例の規定に基づき除却します。協力員は違反広告物の内、はり紙を除却してください。

2 除却活動のときの注意事項

協力員は除却活動のとき、次の事項に十分注意してください。

ア 除却活動は、目黒区内の指定された地域で、除却対象物は「はり紙」に限ります。

イ 除却活動にあたっては、区長が貸与する違反広告物除却協力員証を携行し、腕章及びビブス（チョッキ）を着用した上で、原則3人以上で活動してください。

ウ 除却活動のときは、協力員自身のケガや交通事故に十分気をつけてください。又、他人の身体や財産を傷つけないように注意してください。

エ 除却活動は極力、昼間の時間帯に行ってください。

オ 違反広告物掲出者とのトラブルが予想される場合は、除却を一時中止するなど、極力、トラブルを避けるようにしてください。

カ 万一、トラブルが発生した場合は、除却を中止し、区または所轄警察署へ速やかに連絡してください。

3 除却活動の手続き及び方法

協力員は、次の手続き及び方法に従って、除却活動してください。

(1) 除却活動月間予定表の提出

除却活動を行う前月の25日までに、違反広告物除却活動月間予定表（別記第4号様式）を土木監察係へFAX・郵便等で送付するか、又は直接、提出してください。

提出された予定は、所轄の警察署に事前案内をすることにより、警察署の協力が期待できます。

(2) 針金、ビニールひも等も除去

違反広告物を除却するときは、その掲出のために使用された針金、ビニールひも等も併せて除去してください。

(3) 違反広告物の一時保管場所への運搬と保管

除却した違反広告物は、区が指定した一時保管場所まで運搬し、紙等の可燃物と針金、ビニールひも等の不燃物とに分別し、保管してください。一時保管場所は別紙「一時保管場所一覧表」及び「地図」を参照してください。

なお、はり紙は事業系有料ゴミ扱いとなりますので、ごみ集積所にそのまま出すことはできません。

(4) 除却活動報告書の提出

除却したはり紙の枚数等を違反広告物除却活動報告書（別記第5号様式）により、翌月の5日までに、FAX・郵便等で送付するか、又は直接、土木監察係に提出してください。

違反広告物除却活動報告書は、ボランティア活動の成果を報告する貴重なデータとなりますので、是非ご協力ください。

4 除却できる場所及び除却できる違反広告物

(1) 除却できる場所

協力員が除却できる場所は、区内における区道（区有通路等の目黒区が管理する道路を含む。）、都道、国道及び河川管理用通路で、区長が指定した区域です。

除却できない場所は、私道、個人の敷地内や建物の外壁等です。

(2) 除却できる違反広告物

協力員は違反広告物の内、「はり紙」を除却することができます。

「はり札」、「広告旗」及び「立看板」については協力員で除却できません。これらは財産権があると考えられるため、除却した時には公告の手続きが必要となります。

なお、近年、多く見られる「カラーコーン」に「はり紙」を取付けた広告物は「立看板」として取り扱う必要があるため、路上等に置かれているものは区が除却しますので、発見しましたら区へ連絡してください。ただし、土・日曜日等の区役所が閉庁している日で、早期な除却が必要と思われる場合は、「カラーコーン」に取付けてある「はり紙」のみを除却し、区役所が開庁している日に「カラーコーン」のあった場所を連絡してください。区で「カラーコーン」の回収を行います。

(3) 用語の定義

ア はり紙

紙等に印刷又は手書きされた広告物を直接、又は厚紙等に貼り付けて、電柱・街路樹・交通標識等（以下「工作物等」という。）に取り付けられたものをいいます。なお、チラシを入れた封筒等の袋状の物を工作物等に取り付けたものも「はり紙」として扱います。

イ はり札

ベニア板、プラスチック板等に紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいいます。

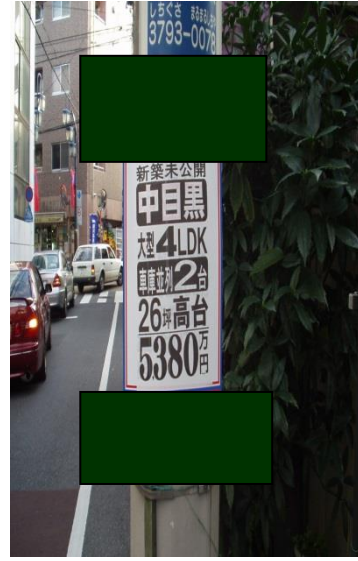
ウ 広告旗

「のぼり旗」や「桃太郎旗」と呼ばれ、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告用の旗をいいます。

エ 立看板

木わくに紙や布等を張った物、ベニア板、プラスチック板等に紙を貼り付けた広告物、若しくは直接塗装、印刷した広告物で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいいます。なお、「カラーコーン」に「はり紙」を取付けた広告物は「立看板」として取り扱います。ただし、その材質が金属枠のもの、又は、土地に固定された状態で立てられているもの（野立て看板）は除きます。

はり紙の例



6 除却できない「はり紙」

はり紙であっても、次のいずれかに該当する非営利目的の広告物を発見した場合は、除却を行わずに、区へ連絡してください。

- ア 政治団体、宗教団体、労働組合の非営利団体が主催、共催、後援する行事宣伝に関するもの。
- イ 政治団体、宗教団体等の機関紙販売に関するもの。
- ウ 入場無料と明示されている講演会、映画会、観劇等に関するもの。
- エ 区役所又はその他の行政機関が関係する各種団体が掲出するもの。
- オ 非営利の個人の広告物（尋ね人、迷い犬・猫等）

除却できないはり紙の例

非営利のもの

三毛猫

探しています
見つけてくれた方
薄謝進呈

行政機関・無料

○×講演会

日時：7月1日
会場：区民センター
—
入場無料

主催：目黒区

政治団体関係

○×政党

きれいな街をみんな
で作るための機関紙「○○○○」を
1部100円で販売
しています。

お申し込みは
フリーダイヤル
0121-000-000

7 ボランティア保険

除却活動中の事故は、ボランティア保険（東京都社会福祉協議会）で対応します。

ア 協力員自身がケガをした場合の「傷害保険」

イ 協力員が他人の身体や財物に損害を与え、又は名誉毀損・プライバシー侵害などを行い、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」

ウ ボランティア保険は基本コース、Aプランに加入しています。詳細は別紙「ボランティア保険のご案内（抜粋）」を参照してください。

事故に遭った場合は、速やかに区へ連絡してください。

8 連絡先

万一、事故やトラブル等が発生した場合は、除却活動を中止し、速やかに下記へ連絡してください。また、各種提出物も下記へ送付してください。

連絡先 目黒区都市整備部土木管理課土木監察係

電 話 5 7 2 2 - 9 4 2 6（直通）

F A X 5 7 2 2 - 9 6 3 6

所在地 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

目黒区総合庁舎 6 階

E-mail dobokukanri04@city.meguro.tokyo.jp

緊急連絡先 警視庁 局番なし 110 番へ

9 目黒区公式ホームページのご案内

本制度の概要や各種様式類を目黒区公式ホームページに掲載しています。掲載場所は次のとおりたどってください。

目黒区公式ホームページのトップページ

→しごと・まちづくり

→景観

→屋外広告物

→違反広告物除却協力員制度

又は、トップページで「協力員制度」と入力し、検索してください。

違反広告物除却協力員登録申請書

グループの新規登録
協力員の追加登録

(どちらかを ○ で囲ってください)

年 月 日

目黒区長 宛て

グループ名

フリガナ

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先 (電話)

(FAX)

(Eメール)

目黒区違反広告物除却協力員制度の実施要綱に基づき、次のとおり申請します。

希 望 活 動 地 区	
協 力 員 数	名 (今回の登録人数)

私は、目黒区違反広告物除却協力員に申し込みます。併せて、ボランティア保険の加入時において、氏名、住所及び電話番号を保険会社に提供することに同意します。

(注意) 1 記入しきれない場合は、全員を別紙に記入してください。 2 代表者も記入してください。 3 楷書・自筆で記入してください。

4 区外にお住まいの方は、勤務先又は通学先についても記入してください。(2行お使いください。)

フリガナ 氏 名	住 所	電 話 番 号	備 考

協 力 員 申 込 書

私は、目黒区違反広告物除却協力員に申し込みます。併せて、ボランティア保険の加入時においては、氏名、住所及び電話番号を保険会社に提供することに同意します。

(注意)1 代表者も記入してください。 2 楷書・自筆で記入してください。

3 区外にお住まいの方は、勤務先又は通学先についても記入してください。(2行お使いください。)

グループ名		住 所	電 話 番 号	備 考
番号	フリガナ 氏 名			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

違反広告物除却活動月間予定表(月分)

グループ名			
代表者名		連絡先	
活動地区		集積場所	
活動月日・時間		月 日()	午前・午後 時～ 時
参加予定者			
活動月日・時間		月 日()	午前・午後 時～ 時
参加予定者			
活動月日・時間		月 日()	午前・午後 時～ 時
参加予定者			
活動月日・時間		月 日()	午前・午後 時～ 時
参加予定者			

違反広告物除却活動報告書

活動年月日		年 月 日 ()	
グループ名			
活動地区			
代表者			
協力員	参加者		
はり紙除却枚数		枚	※はり紙掲出者の名称、電話番号等の記入は必要ありません。
報告事項等		(活動中に気がついたことなど、ご意見がありましたら記入してください。)	

違反広告物除却協力員辞任届

年 月 日

目黒区長 宛て

グループ名 _____

代表者氏名 _____

代表者連絡先(電話) _____

次のとおり当グループの違反広告物除却協力員から辞任の申し出がありましたので届け出ます。

辞任する違反広告物除却協力員

協力員氏名	協力員を辞任する日	区へ返却する物品を○で囲ってください。 (協力員証は必ず返却してください。)
	年 月 日	協力員証 ・ 腕章 ・ ビブス
	年 月 日	協力員証 ・ 腕章 ・ ビブス
	年 月 日	協力員証 ・ 腕章 ・ ビブス
	年 月 日	協力員証 ・ 腕章 ・ ビブス
	年 月 日	協力員証 ・ 腕章 ・ ビブス

※協力員の自筆で氏名及び辞任する日を記入してください。

一時保管場所一覧表

	一時保管場所	住 所	備 考
①	駒場体育館	駒場 2-19-39	鍵付
②	駒場住区センター	駒場 1-22-4	
③	東山社会教育館	東山 3-24-2	鍵付
④	烏森住区センター	上目黒 3-44-2	
⑤	上三町会会館	上目黒 3-3-15	
⑥	目黒区総合庁舎	上目黒 2-19-15	
⑦	田道ふれあい館	目黒 1-25-26	カゴネットなし
⑧	中町二丁目自転車集積所	中町 2-46	鍵付
⑨	碑文谷体育館	碑文谷 6-12-43	
⑩	不動住区センター	下目黒 6-8-23	
⑪	月光原住区センター	目黒本町 4-16-18	鍵付
⑫	中央体育館	目黒本町 5-22-8	
⑬	大岡山東住区センター	碑文谷 3-15-5	鍵付
⑭	めぐろパーシモンホール駐車場	八雲 1-1-1	カゴネットなし
⑮	中根住区センター	大岡山 1-37-2	
⑯	自由が丘住区センター	自由が丘 1-24-12	カゴネットなし
⑰	自由が丘道路敷	自由が丘 1-4	

(注) 鍵付はごみ投げ捨て防止のためカゴネットに鍵を取付けてあります。

一時保管場所位置図



① 駒場体育館（駒場2-19-39）



② 駒場住区センター（駒場1-22-4）



③ 東山社会教育館 (東山3-24-2)



④ 烏森住区センター (上目黒3-44-2)



⑤ 上三町会会館 (上目黒3-3-15)



⑥ 目黒区総合庁舎 (上目黒2-19-15)



⑦ 田道ふれあい館 (目黒1-25-26)



⑧ 中町二丁目自転車集積所 (中町2-46)



⑨ 碑文谷体育館（碑文谷6-12-43）



⑩ 不動住区センター（下目黒6-8-23）



⑪ 月光原住区センター（目黒本町4-16-18）



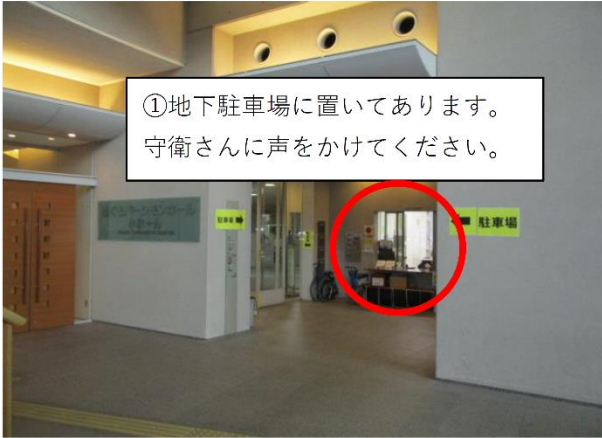
⑫ 中央体育館（目黒本町5-22-8）



⑬ 大岡山東住区センター（碑文谷3-15-5）



⑭ めぐるパーシモンホール駐車場（八雲1-1-1）



⑮ 中根住区センター（大岡山1-37-2）



⑩ 自由が丘住区センター (自由が丘1-24-12)



①窓口に声かけ、倉庫を開けてもらいます。



②保管庫ではなく、ゴミ箱が置いてあります。



⑪ 自由が丘道路敷地 (自由が丘1-4)



①道路から入ったところに配置



保管庫



保管庫

防犯器具等につき
置かないで下さい。
目黒区防犯役
署事務所



ボランティア保険のご案内（抜粋）
内容は年度により変更になる場合があります。

対象となるボランティア活動

- ①所属するボランティア活動団体の会則に則り、企画立案された活動
 - ②社会福祉協議会等^(注1)の委嘱を受けた、または社会福祉協議会等^(注1)に届け出た活動
- ①②のいずれかに該当する活動で、次のア.からウ.までのすべてに該当する活動をいいます。
(個人での活動を含みます。)

ア.日本国内での活動

イ.無償の活動(交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償とみなします。)

ウ.個人の自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動

上記には以下の活動を含みます。また、ボランティア活動を行う目的を持って、通常の経路により住居^(注2)を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。

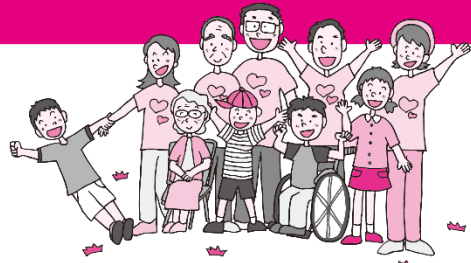
◆宿泊を伴う活動(活動を行っていない時間を除きます。) ◆活動に直接結びつく学習会、研修会、会議等

(注1)社会福祉協議会等とは、ボランティア活動推進法人(9ページをご参照ください。)をさします。

(注2)住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設とします。

この保険の対象とならないボランティア活動

- 海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- インターンシップ等や資格取得等を目的した活動
- 団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動
- 自助活動
- 学校の管理下(授業の一環)として行うボランティア活動(ボランティアサークル・クラブ活動は対象とします。)
- PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動
- 企業等の営利事業の一環として行う活動



等

保険金をお支払いする主な場合

1 傷害補償

日本国内において被保険者(保険契約により補償を受けられる方)がボランティア活動中(往復途上を含みます。)に被った、急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等をお支払いします。

事故例 ・ボランティア活動中に転んでケガをした。 ・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。

2 賠償責任補償

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合等に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払いします。

ボランティア活動中に発生した事故 (人格権侵害補償特約を自動セット)	ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故	ボランティア活動の結果に起因する事故

基本コース、Aプランに加入しています。

補償内容・保険料

全プラン(基本コース・天災コース)とも熱中症も補償対象となります!
プラン内容が昨年と変わっていますのでご確認ください。

補償内容		基本コース			天災コース		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災 Aプラン	天災 Bプラン	天災 Cプラン
傷害補償	死亡・後遺障害 保険金額	900万円	1,400万円	1,600万円	1,000万円	2,050万円	2,750万円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%をお支払いします。					
	入院保険金日額	6,000円	7,000円	12,000円	6,000円	7,000円	11,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合：入院保険金日額の5倍					
	通院保険日額	3,000円	5,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円
	特定感染症による後遺障害保険金、通院保険金、入院保険金	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ					
	特定感染症による葬祭費用保険金	300万円限度					
賠償責任補償	身体障害・財物損壊共通	1事故につき(支払限度額)5億円					
	人格権侵害						

1名あたりの年間保険料	350円	500円	700円	600円	1,000円	1,400円
-------------	------	------	------	------	--------	--------

※ご加入は1名1口です。一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動(複数の団体での活動。ただし、1ページに記載の「対象となるボランティア活動」に該当する場合に限り)をされる場合も補償されます。お申込みにあたっては、他の団体ですでご加入されていないかをご確認のうえ、お申込みください。

※保険期間の途中で加入された場合でも保険料は同額となります。また、中途解約による保険料の払い戻しはできません。支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金等の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は4ページの「賠償責任補償の補足」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額・保険金額」欄(セットの場合はセット名一覧表)にてご確認ください。普通保険約款・特約に基づき、引受保険会社が認定し、保険金をお支払いします。事故が起こった場合の手続きについては、7ページ「事故が起こった場合の手続き」をご参照ください。

〈特定非営利活動法人補償特約〉(全てのプランにセットされます。)

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、NPO法人^(※)を賠償責任補償の被保険者に含め、ボランティアがNPO法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、NPO法人が賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※記名被保険者であるボランティアが所属するボランティア活動団体であるNPO法人をさします。

◆ボランティア見舞金制度について◆

ボランティア保険の加入者が活動中(往復途上を含む)にボランティア保険の給付対象以外の事由で死亡した場合で、東京都社会福祉協議会の見舞金制度に該当した場合、死亡見舞金をお支払いいたします。本制度は、東京都社会福祉協議会が独自に運営する制度です。

給付額 全プラン共通……30万円

問い合わせ先

東京都社会福祉協議会
TEL 03-3268-7232